

「税額控除制度における税額控除対象法人」に

認定されました

日頃より学会運営にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

公益社団法人日本栄養・食糧学会は、令和4年10月21日に内閣府より「税額控除制度における税額控除対象法人」の認定を受けました。この制度の認定を受けるには、年間一定数の方々からの寄附金（3,000円以上/人）の受け入れの継続（5年間）と、その記録をもって内閣府に申請する必要があります。この度、皆様のご協力によりまして、内閣府の定めている年間寄附者数を5年間継続して確保することができました。今まで寄附をいただきました会員の皆様には篤く御礼申し上げます。引き続き当学会の運営への賛助を目的とすご寄附にご理解を御願いたします。

寄附金に対する免税措置について

令和4年10月21日以降に本学会へご寄附をされた個人・法人は「税額控除制度」の適用を受けることができます。詳しくは学会事務局および最寄りの税務署へお問い合わせください。

1. 個人が寄附した場合の税制上の優遇措置

「所得控除制度」では、寄附金額の一部を所得金額から控除することができるようになっていました。

この制度での所得税の税額は、

$$\text{税額} = \{\text{所得金額} - (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円})\} \times \text{税率}$$

※控除できる寄附金額は、所得金額の40%を上限とする。

また、税率は、所得金額に応じて5%から40%まで段階的に変動する。

で決まります。

一方、今回適用を受けることができるようになった「税額控除制度」では、所得金額から算定した所得税の税額から寄附金額の一部を控除することができます。

$$\text{税額} = \text{所得税額} - (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$$

※控除できる寄附金額は、所得金額の40%を上限とする。

また、控除額は、所得税額の25%を上限とする。

寄附をした個人は、「所得控除」と「税額控除」のどちらを適用して納税するかを自由に選択することができます。

ただし、税額控除制度における「40%」の係数は、所得金額が1,800万円超の場合の税率と同じなので、一般的な所得の個人が寄附をした場合には、「税額控除制度」の適用を受けた方が減税効果が大きくなります。

控除金額分は確定申告により還付を申請する必要があります。本会へ寄附して下さった個人へは、本会より「領収書」と「税額控除対象法人であることの証明書の写し」をお送りしますので、両書類を添付して管轄税務署にて確定申告してください。

2. 法人が寄附した場合の税法上の優遇処置

法人が行った寄附金のうち、

1. 国や地方公共団体、公共法人に対する寄附金については、その全額を損金算入することができ、
2. 学校法人や独立行政法人、特定公益増進法人等に対する寄附金については、一般の寄附金の損金算入限度額（※）と別枠で損金算入することができます。

（※）

- 1) 資本金等のある法人：
$$\{(資本金等の額 \times 当期の月数 \div 12 \times 0.375\%)\} + (所得の金額 \times 6.25\%) \} \div 2$$
- 2) 資本金等のない法人：所得の金額 \times 6.25%

【お問い合わせ先】

公益社団法人日本栄養・食糧学会事務局

〒171-0014

東京都豊島区池袋 3-60-5 フェイヴァーフィールド池袋 B03 号

Tel 03-6902-0072 Fax 03-6902-0073

E-mail eishokujimu@jsnfs.or.jp